

No.	質問	回答	備考
Q 1	複数の特定建築物を兼任するには、保健所の許可が必要でしょうか。	許可を受ける必要はありません。「所有者等」が業務の遂行に支障がないことを確認してください。そのうえで港区みなと保健所へ変更届をご提出ください。なおこれまでビルの管理技術者が専任から兼任になる場合も変更届が必要です。	
Q 2	兼任に係る届出書に添付する書面はありますか。	港区では添付書類の提出を求めています。保健所への届出に当たっては、以下の点を口頭で確認します。 ア 各々の特定建築物所有者等が、建築物環境衛生管理技術者の兼任にあたり業務の遂行に支障がないことを確認していること イ 特定建築物の所有者以外に維持管理権原者がいる場合は、その者に意見を聴いていること ウ ア、イの結果を記載した書面（以下「確認書」という。）を作成し、ビルに帳簿書類として備え付けていること（保健所への届出時は添付不要） なお提出する変更届には、兼任先のビル名・所在地を記載してください。	
Q 3	兼任に伴って備えておくべき帳簿書類とは、どのような書類ですか。	「業務の遂行に支障がないことを確認」した結果が記載された書類を備えてください。所有者以外に維持管理権原者がいる場合は、当該維持管理権原者の意見に係る書類も一緒に保管します。また、兼任相手のビルから提供された書類も保管してください。	

Q 4	「業務の遂行に支障がないことを確認」した書面の様式はありますか。	港区ホームページ内の確認書様式例をご参照ください。 なお、立入検査の際には、維持管理に関する書類（空気環境の調整、給水及び排水の管理等）と併せて、当該書面についても確認を受けることになります。	
Q 5	兼任するビルの数に制限はありますか。新規のビルの兼任も可能ですか。	ビルの数や新規・既存等の制限はありません。業務の遂行に支障がない範囲内での兼任が可能です。所有者等が、ビルの規模・構造設備・維持管理状況、管理技術者の業務量等から総合的に判断します。一人の管理技術者が業務の遂行に支障がないことが担保できる棟数を超えないよう注意してください。	
Q 6	保健所の立入検査等で指摘事項があった場合、兼任は取り消されるのでしょうか。	立入検査の目的は建築物環境衛生管理基準等に従って衛生的な管理がされていることの確認です。立入検査時の指導事項について改善されず、適正な維持管理が行われていない状態が続く場合は、兼任の見直しを含めた指導が行われる可能性があります。	